

議 案

第 6 回 玉 名 市 議 会

(臨 時 会)

令和 7 年 1 0 月 2 4 日提出

第6回玉名市議会（臨時会）提出議題

議番号	件名	提案者
9 1	専決処分事項の承認について 令和7年度玉名市一般会計補正予算（第6号）	専決第11号 市長
9 2	工事請負契約の締結について	市長
報告11	専決処分の報告について	専決第12号 市長
1 2	専決処分の報告について	専決第13号 市長
1 3	専決処分の報告について	専決第14号 市長
1 4	専決処分の報告について	専決第15号 市長

議第 9 1 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 7 年 1 0 月 2 4 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第 1 1 号

専決処分書

令和 7 年度玉名市一般会計補正予算（第 6 号）を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 0 月 1 0 日

玉名市長 藏原 隆浩

議第 9 2 号

工事請負契約の締結について

本市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年 1 0 月 2 4 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 1 工 事 名 | 天水小学校建設工事 |
| 2 契 約 金 額 | 1, 6 9 4, 5 5 0, 0 0 0 円 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契約の相手方 | 新規・松本建設工事共同企業体 |
| | 代表者 玉名市伊倉南方 1 3 7 3 番地 |
| | 新規建設株式会社 玉名支店 |
| | 支店長 林 秀一 |

玉名市松木 4 0 番地 3
松本建設株式会社
代表取締役 松本 隆義

提案理由 玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年条例第 5 2 号）第 2 条の規定による。

報告第 1 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 1 0 月 2 4 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 専 決 番 号 専決第 1 2 号（令和 7 年 1 0 月 1 4 日専決）
- 2 損害賠償の相手方 [REDACTED]
[REDACTED]
- 3 損 害 賠 償 額 1, 2 9 2, 1 5 4 円
- 4 和 解 事 項 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てを行わない。
- 5 事 故 の 概 要 令和 6 年 3 月 2 4 日午前 7 時 3 0 分頃、大浜排水機場の排水ポンプが正常に稼働しなかったことにより水路から雨水があふれたため、[REDACTED]氏が耕作する農地（[REDACTED]）が冠水し、農作物等に損害を与えたものである。

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年10月24日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 専 決 番 号 専決第13号（令和7年10月14日専決）
- 2 損害賠償の相手方 [REDACTED]
[REDACTED]
- 3 損 害 賠 償 額 1, 179, 113円
- 4 和 解 事 項 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てを行わない。
- 5 事 故 の 概 要 令和6年3月24日午前7時30分頃、大浜排水機場の排水ポンプが正常に稼働しなかったことにより水路から雨水があふれたため、[REDACTED]氏が耕作する農地（[REDACTED]）が冠水し、農作物等に損害を与えたものである。

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年10月24日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 専 決 番 号 専決第14号（令和7年10月14日専決）
- 2 損害賠償の相手方 玉名市横島町横島10312番地2
株式会社大家ファーム
代表取締役 大家 保
- 3 損 害 賠 償 額 1, 108, 556円
- 4 和 解 事 項 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てを行わない。
- 5 事 故 の 概 要 令和6年3月24日午前7時30分頃、大浜排水機場の排水ポンプが正常に稼働しなかったことにより水路から雨水があふれたため、株式会社大家ファームが耕作する農地（玉名市大浜町4846番）が冠水し、農作物等に損害を与えたものである。

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年10月24日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 専 決 番 号 専決第15号（令和7年10月14日専決）
- 2 損害賠償の相手方 [REDACTED]
[REDACTED]
- 3 損 害 賠 償 額 360,105円
- 4 和 解 事 項 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てを行わない。
- 5 事 故 の 概 要 令和6年3月24日午前7時30分頃、大浜排水機場の排水ポンプが正常に稼働しなかったことにより水路から雨水があふれたため、[REDACTED]氏が耕作する農地（[REDACTED]）が冠水し、農作物等に損害を与えたものである。